

令和6年度
包括外部監査結果報告書

令和6年12月

(概要版)

神奈川県包括外部監査人
公認会計士 佐久間清光

本報告書における記載内容等の注意事項

1 端数処理

監査人が入手した資料等を使用する場合、その数値をそのまま使用して表等を作成しているため、端数処理が不明瞭な場合がある。

2 報告書の数値・表記等の出典

本報告書の数値・表記等は、原則として県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

本報告書の数値等のうち、県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織以外から入手した資料の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表記したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

3 「指摘事項」及び「意見」の区分

本報告書では、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に分けて記載している。

「指摘事項」は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果に関する報告」として提出するものであり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理等について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものである。

「意見」は、地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見として提出する」もので、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に規定される、地方自治法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」並びに第 15 項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定される地方自治体が達成すべき趣旨、いわゆる経済性・効率性・有効性の観点から監査した結果、「指摘事項」に次いで改善を要望するものである。

目次

第1	外部監査の概要	1
I	監査の種類	1
II	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
III	監査対象年度	1
IV	監査対象局（受検局等）	1
V	監査の実施期間	1
VI	包括外部監査人及び補助者	1
1	包括外部監査人	1
2	補助者	1
VII	特定の事件を選定した理由	2
VIII	外部監査の方法	3
1	監査の要点	3
2	主な監査手続	3
IX	利害関係	3
第2	監査対象の事業内容	4
I	国際文化観光事業について	4
1	事業の概要	4
2	財務状況の推移	5
3	施設	6
II	スポーツ事業について	7
1	事業の概要	7
2	財務状況の推移	7
3	施設	7
III	公益財団法人かながわ国際交流財団について	9
1	事業の概要	9
2	財務状況の推移	9
IV	公益財団法人神奈川文学振興会について	13
1	事業の概要	13
2	財務状況の推移	13
V	公益財団法人神奈川芸術文化財団について	16
1	事業の概要	16
2	財務状況の推移	16

第3	監査の結果	20
I	国際事業について	20
1	地球市民かながわプラザについて	20
2	留学生支援事業について	21
3	「KANAGAWA FESTIVAL」事業について	21
II	文化事業について	22
1	県民ホール、芸術劇場及び音楽堂について	22
2	指定管理業務の第三者委託について	22
3	指定管理業務の月例モニタリングについて	23
4	モニタリング結果報告書における利用者満足度評価について	23
5	芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事に係る入札について	24
6	アートホールの指定管理業務の公募について	24
7	アートホールの実績報告書等の公表について	25
8	神奈フィルに対する補助金について	25
9	神奈川近代文学館のホール、中会議室、小会議室及び和室の利用状況について	26
10	県民ホールの利用状況について	26
III	観光事業について	28
1	アンテナショップ運營業務委託事業について	28
2	観光の核づくり推進費補助事業について	29
3	津久井湖観光センターについて	29
IV	スポーツ事業について	31
1	スポーツセンターの利用状況について	31
2	スポーツセンターにおける貸出用具の受払管理のルールについて	31
3	生涯スポーツ推進事業費の有効性について	32
4	アンケート実施に伴う効果検証について	32
5	商業施設でのウォーキング促進事業について	33
6	栄養セミナーについて	33
7	セーリング体験事業について	34
8	スポーツ会館について	34
9	西湘スポーツセンターについて	36
10	山岳スポーツセンターについて	37
11	宮ヶ瀬湖カヌー場について	37
12	指定管理者の詳細アンケートにかかわる報告書について	38
V	K I Fについて	39
1	資金運用手続について	39
2	出納事務について	40

VI	文学振興会について	42
1	計算書類等について	42
2	収支計画及び収支決算書の人件費について	42
3	理事会における理事の職務の執行状況の報告について	43
4	評議員、理事及び監事の変更登記について	43
5	預り金の相手先が不明な残高について	43
VII	芸術文化財団について	45
1	指定管理業務の実績報告書について	45
2	役員報酬について	45
第4	指摘・意見の一覧表	47

第1 外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び神奈川県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（監査テーマ）

「国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行について」、「公益財団法人かながわ国際交流財団（財政援助団体等）」、「公益財団法人神奈川文学振興会（財政援助団体等）」、「公益財団法人神奈川芸術文化財団（財政援助団体等）」

III 監査対象年度

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

IV 監査対象局（受検局等）

- ・文化スポーツ観光局（令和6年4月に国際文化観光局とスポーツ局が統合され、文化スポーツ観光局が設置された）
- ・公益財団法人かながわ国際交流財団
- ・公益財団法人神奈川文学振興会
- ・公益財団法人神奈川芸術文化財団

V 監査の実施期間

令和6年4月5日から令和6年12月20日まで

なお、終了時期が12月20日であるのは、包括外部監査報告書を知事・議会議長・監査委員に提出し、令和7年度の予算編成・審議等の参考に供するためである。

VI 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

資格	氏名
公認会計士	佐久間 清光

2 補助者

資格	氏名
公認会計士、税理士	内田 正美
公認会計士	小泉 淳
公認会計士	黒野 孝

公認会計士、税理士	小林 智之
公認会計士、税理士	高木 研弥
公認会計士、税理士	立花 裕士
税理士	山城 登久二
公認会計士、税理士	渡邊 靖雄

Ⅶ 特定の事件を選定した理由

県では、令和 22 年度を目標年次とする「新かながわグランドデザイン基本構想」において、県の将来像を、①誰もが安心してくらするやさしい神奈川、②誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川、③変化に対応し持続的に発展する神奈川としている。また、神奈川の特色や強みとして、世界と日本各地をつなぐ交流拠点、くらしと調和する多彩な自然・文化、集い活躍する多彩な人材、産業の集積がもたらす高い経済力をかかげている。

県の国際文化観光事業は、①観光産業の振興、②多文化共生の地域社会づくり、③世界の地域・人との交流の推進、④非核・平和意識の普及、⑤文化芸術の鑑賞・活動のための支援、⑥文化の継承と発展に関するものである。また、県のスポーツ事業は、①誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進、②スポーツ活動を広げる環境づくり、③スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現に関するものである。

これらの事業については、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により、県民活動がほぼ回復したことから、より一層の施策の推進・充実が期待され、今後、さらに県の将来像及び特色や強みに深くかかわるものであり、これらの事業についての基礎となる財務事務の執行について、この時機を捉えての合規性及び 3 E（経済性・効率性・有効性）の観点からの外部監査を実施すべき質的な重要性が認められる。

一方、公益財団法人かながわ国際交流財団、公益財団法人神奈川文学振興会及び公益財団法人神奈川芸術文化財団は、いずれも県の財政援助団体等として、国際文化観光事業との関連性が密接であることから、監査テーマとすべき重要性が認められる。

なお、今回の監査テーマのうち、平成 11 年度と平成 27 年度に公益財団法人神奈川芸術文化財団が、平成 16 年度に公益財団法人かながわ国際交流財団が取り上げられているが、現在までに相当な期間が経過していることから、あらためて監査を実施する必要性も認められる。

したがって、令和 6 年度の監査のテーマを「国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行について」、「公益財団法人かながわ国際交流財団（財政援助団体等）」、「公益財団法人神奈川文学振興会（財政援助団体等）」、「公益財団法人神奈川芸術文化財団（財政援助団体等）」とすることとした。

VIII 外部監査の方法

1 監査の要点

国際文化観光事業及びスポーツ事業に関する財務事務の執行並びに公益財団法人かながわ国際交流財団、公益財団法人神奈川文学振興会及び公益財団法人神奈川芸術文化財団の出納その他の事務の執行について、経済性、効率性、有効性、関係法令等の準拠性を中心に監査を実施した。

2 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認められた監査手続を実施した。

IX 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

県の組織再編により、国際文化観光局とスポーツ局が統合され、令和6年4月に文化スポーツ観光局が設置された。

監査対象年度である令和5年度は、本報告書の第2のⅠ～Ⅱに記載のとおり、国際文化観光局において国際事業、文化事業及び観光事業を行い、また、スポーツ局においてスポーツ事業を行っている。

また、本報告書の第2のⅢ～Ⅴに記載のとおり、公益財団法人かながわ国際交流財団、公益財団法人神奈川文学振興会及び公益財団法人神奈川芸術文化財団は、県の財政援助団体等として、国際文化観光局の事業と密接に関連する事業を行っている。

Ⅰ 国際文化観光事業について

1 事業の概要

(1) 国際事業について

国際文化観光局が実施した令和5年度の主な国際事業は次のとおりである。

県は、県内で生活する外国籍県民のくらしやすい環境づくりと、国籍、民族、文化などの違いを理解し認め合いながら、ともにくらす地域社会づくりを目指して、「あーすフェスタかながわ2023」の開催支援や、医療通訳派遣システムの運営、一般通訳ボランティアの紹介、外国籍県民の入居支援のための普及啓発を行っている。また、多言語による定期情報紙の発行、ホームページ等での生活情報等の提供に加え、「多言語支援センターかながわ」の運営など、情報支援の充実を図っている。

加えて、県内の留学生に対して、「かながわ国際ファンクラブ」のSNSやメールマガジンを通じて、情報発信しているほか、県内の教育機関や企業等と連携しながら、就職支援や交流事業「KANAFANまつり」を開催している。

さらに、国際協力の着実な推進を図ることを目的に、開発途上地域等の経済や技術の発展に協力するため、アジア地域等からの海外技術研修生、政策研修生を受け入れているほか、ベトナムとの相互理解と幅広い分野での交流の促進を図るため、「ベトナムフェスタin神奈川2023」や「KANAGAWA FESTIVAL 2023」の開催を支援している。

このほか、ロシアの軍事侵攻によるウクライナ避難民を支援するため、相談窓口により、生活に関する相談等に対応したほか、民間企業や市町村等と連携して、オール神奈川で、避難民支援を行っている。また、「ウクライナ避難民支援に関する連携協定」を締結した団体と連携して、ウクライナ語での相談対応などを行っている。

(2) 文化事業について

国際文化観光局が実施した令和5年度の主な文化事業は次のとおりである。

県は、コロナ禍で大きく影響を受けた県民の文化芸術に関する活動の充実及び文化資源を活用した地域づくりの推進を図るため、県庁前の日本大通りで音楽、ダンス等を自由に発

表できる「マグカル開放区」や、県美術展、伝統芸能等の各種文化事業を実施したほか、「神奈川県マグカル展開促進補助金」により、文化芸術活動団体による公演等に対して補助することで、文化芸術活動の振興を図った。また、県民ホール本館や神奈川芸術劇場等の文化施設において、多彩なジャンルの演目を上演し、文化芸術を鑑賞できる機会を維持したほか、県内各地域で青少年のための音楽芸術体験事業等を実施する公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下「神奈フィル」という。）に対して補助を行っている。

さらに、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出すマグカル（マグネット・カルチャー）事業として、上記「マグカル開放区」及び「神奈川県マグカル展開促進補助金」のほか、年齢や障がいなどにかかわらず、全ての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」、本県ゆかりの伝統文化を新しい発想で再発信する「カナガワ リ・古典プロジェクト」、県営団地におけるシニア合唱事業に加え、新たに紅葉ヶ丘の広場活性化事業を実施している。

このほか、文化芸術人材育成を目的として、新たに青少年が舞台芸術を学びその世界に入るきっかけを作る「紅葉坂舞台塾」を新たに開講したほか、青少年センター等を公演場所として無料で提供する「マグカルシアター」の実施や、青少年センターにおいて、演劇やダンス等に取り組む青少年に対し、演劇・ダンスの講習会や発表会、ワークショップを開催するなどの支援を行っている。

（３）観光事業について

国際文化観光局が実施した令和５年度の主な観光事業は次のとおりである。

県は、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内旅行の割引や鉄道を活用した周遊観光促進事業を実施するとともに、「第５期神奈川県観光振興計画」で定める目標の達成状況の検証を行うための観光データの収集や分析等を行っている。

また、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ国際観光地の創出に向けて、県内３地域において、民間事業者と連携した取組等に対して支援したほか、県産品の魅力を発信するため、アンテナショップ等で展示・販売を行っている。

観光消費額総額の増加や外国人観光客の回復に向けては、富裕層向けコンテンツ開発や、観光レップを通じた観光情報の収集やセールスを行うとともに、観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成・認定している。

さらに、多言語表記や観光DXの整備等を推進することにより、受入環境の整備を進めている。

２ 財務状況の推移

国際文化観光局について、令和元年度から令和５年度までの歳出状況は、表 2-I-2-1 のとおりである。

表 2- I -2-1 歳出状況（当初予算）の推移

（単位：百万円）

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
国際文化観光費	5,915	5,992	5,945	6,442	6,540
国際交流推進費	2,654	2,687	2,553	2,559	2,772
文化振興費	2,679	2,797	2,933	3,115	3,254
観光事業振興費	491	416	458	767	514
国際言語文化アカデミア費	90	90	-	-	-
国際文化観光局計	5,915	5,992	5,945	6,442	6,540

（県HPより監査人が作成）

3 施設

国際文化観光局の出先機関及び指定管理者制度導入施設（以下「管理施設」という。）は、次のとおりである。

（1）出先機関

① 国際課

- ・神奈川県パスポートセンター

（2）管理施設

① 国際課

- ・神奈川県立地球市民かながわプラザ（以下「地球市民かながわプラザ」という。）

② 文化課

- ・神奈川県民ホール本館（以下「県民ホール」という。）
- ・神奈川県民ホール神奈川芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）
- ・神奈川県立音楽堂（以下「音楽堂」という。）
- ・神奈川県立かながわアートホール（以下「アートホール」という。）
- ・神奈川県立神奈川近代文学館（以下「神奈川近代文学館」という。）

II スポーツ事業について

1 事業の概要

スポーツ局が実施した令和5年度の主なスポーツ事業は次のとおりである。

県は、県民がスポーツに親しむきっかけづくりとして、神奈川県スポーツ推進条例に基づき設定された「県民スポーツ月間」において、市町村やスポーツ関係団体等と連携してスポーツ体験教室等のイベントを実施している。

公立中学校等における部活動の地域移行に向けて、担い手となる地域クラブ活動の指導者を市町村の枠を超えて確保することができる環境を整備するため、「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」を設置している。

スポーツを通じた地域活性化に向けて、グルメ、観光、スポーツ体験を楽しみながら県内地域を巡るサイクルツーリズムを推進するため、様々な主体と連携し、神奈川の魅力あるスポットを自転車で巡るサイクリングルートを作成した。また、自治体や企業、スポーツ関係団体などが情報を共有、連携する場として、「かながわスポーツ・プラットフォーム」を設置している。

アスリートの育成に向けて、特別国民体育大会等への選手等の派遣に対して応分の負担を行ったほか、all かながわスポーツゲームズ市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会を開催している。

「かながわパラスポーツ」の普及推進に向けて、「かながわパラスポーツフェスタ 2023」を開催し、運動会や体験会を実施するとともに、パラスポーツ貸出用具を拡充し、パラスポーツの環境整備を行っている。

東京2020大会によるスポーツへの関心の高まりをレガシーとして承継するため、セーリング海上体験会及び「かながわセーリング祭 2023」を開催している。

2 財務状況の推移

スポーツ局について、令和元年度から令和5年度までの歳出状況は、表2-II-2-1のとおりである。

表2-II-2-1 歳出状況(当初予算)の推移 (単位:百万円)

科目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
スポーツ費	3,912	4,772	6,539	3,323	3,502
スポーツ局計	3,912	4,772	6,539	3,323	3,502

(県HPより監査人が作成)

3 施設

スポーツ局の出先機関及び管理施設は、次のとおりである。

(1) 出先機関

- ・神奈川県立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）

(2) 管理施設

- ・神奈川県立スポーツ会館（以下「スポーツ会館」という。）
- ・神奈川県立武道館（以下「武道館」という。）
- ・神奈川県立西湘スポーツセンター（以下「西湘スポーツセンター」という。）
- ・神奈川県立相模湖漕艇場（以下「相模湖漕艇場」という。）
- ・神奈川県立伊勢原射撃場（以下「伊勢原射撃場」という。）
- ・神奈川県立山岳スポーツセンター（以下「山岳スポーツセンター」という。）
- ・神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場（以下「宮ヶ瀬湖カヌー場」という。）

Ⅲ 公益財団法人かながわ国際交流財団について

1 事業の概要

公益財団法人かながわ国際交流財団（以下「K I F」という。）は、全ての人が様々な違いを越えて、心豊かに暮らせる社会を作っていくことを目的として、「外国人住民へのベーシックサポート」、「多文化共生の地域社会の仕組みづくり」及び「多文化理解の促進と国際人材育成」の3つの柱のもと事業を実施している。

「外国人住民へのベーシックサポート」では、多言語による医療問診票の提供、暮らしに役立つ様々な情報の発信、大規模災害の発生を見据えた連絡会への参加や訓練の実施、「多言語支援センターかながわ」の運営、「地域日本語教育の環境整備と充実のための事業」の実施等に取り組んでいる。「多言語支援センターかながわ」の運営では、多種多様な問合せへの対応に加え、通訳者が少ないベトナム語やタガログ語の通訳人材の確保と育成を行っている。

また、「多文化共生の地域社会の仕組みづくり」では、多文化共生等の団体活動に助成を行う「かながわ民際協力基金」の運営、医療・福祉・教育等の分野の公的機関における多文化対応力を向上させるための講座の開催、外国籍県民及び支援者に向けた子育て支援、学校や教育委員会等に向けた外国につながる子どもの教育支援、外国人住民との連携や情報提供等に取り組んでいる。

さらに、「多文化理解の促進と国際人材育成」では、外国籍県民をめぐる社会的な状況や多文化共生に向けた取組等について学ぶことを目的として、広く一般県民を対象としたセミナー、フィールドワーク、フォーラム等を開催している。その他、高校生や大学生のための講師派遣等も行い、次世代の育成に取り組んでいる。

2 財務状況の推移

K I Fについて、令和元年度から令和5年度までの財務状況は、表2-Ⅲ-2-1及び表2-Ⅲ-2-2のとおりである。

表2-Ⅲ-2-1 正味財産増減計算書（要約）

（単位：百万円）

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	10	13	13	13	12
特定資産運用益	54	49	51	33	28
受取会費	0	0	0	0	0

事業収益	0	0	0	0	0
受取補助金等	75	97	190	202	195
受取負担金	0	0	0	0	0
受取寄付金	1	0	0	0	0
雑収益	1	3	0	0	0
経常収益計	144	163	256	249	237
(2) 経常費用					
事業費					
役員報酬	3	5	5	5	5
給料手当	98	117	127	131	123
臨時雇賃金	14	11	19	31	24
福利厚生費	19	20	23	26	25
光熱水料費	0	0	0	0	0
賃借料	1	1	2	2	2
諸謝金	2	2	8	8	7
委託費	8	14	16	17	12
その他事業費	34	26	31	34	33
事業費計	183	201	235	259	236
管理費					
役員報酬	1	1	1	1	1
給料手当	1	2	2	2	2
臨時雇賃金	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0
諸謝金	0	0	0	0	0
委託費	1	1	2	2	2
その他管理費	3	2	5	6	6
管理費計	8	8	13	14	14
経常費用計	191	209	249	273	251
評価損益	28	2	0	0	△5
当期経常増減額	△19	△43	6	△24	△18
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	11
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△19	△43	5	△24	△6
一般正味財産期首残高	153	134	91	97	73
一般正味財産期末残高	134	91	97	73	66

II 指定正味財産増減の部					
受取寄付金	0	0	0	0	0
基本財産運用益	0	0	0	0	2
特定資産運用益	9	9	9	9	14
基本財産評価損益等	109	△36	△31	△55	0
特定資産評価損益等	△70	△30	△164	△204	△36
投資有価証券売却損益	0	0	0	0	△103
一般正味財産への振替額	△39	△11	0	△10	△28
当期指定正味財産増減額	9	△67	△185	△261	△152
指定正味財産期首残高	4,469	4,479	4,411	4,225	3,964
指定正味財産期末残高	4,479	4,411	4,225	3,964	3,812
III 正味財産期末残高	4,614	4,502	4,322	4,037	3,878

(K I FのHPより監査人が作成)

表 2-III-2-2 貸借対照表 (要約)

(単位: 百万円)

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	54	52	46	39	6
その他流動資産	3	0	0	0	1
流動資産合計	58	53	46	39	8
2 固定資産					
(1) 基本財産	891	855	823	767	695
(2) 特定資産	3,715	3,647	3,506	3,286	3,221
(3) その他固定資産	0	1	1	0	0
固定資産合計	4,608	4,503	4,331	4,054	3,917
資産合計	4,666	4,557	4,377	4,094	3,925
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	6	6	7	18	6
預り金	0	0	0	0	1
賞与引当金	9	11	11	10	11
流動負債合計	16	18	18	29	19
2 固定負債					
退職給付引当金	36	36	36	27	27

	固定負債合計	36	36	36	27	27
	負債合計	52	54	54	56	46
Ⅲ	正味財産の部					
1	指定正味財産	4,479	4,411	4,225	3,964	3,812
2	一般正味財産	134	91	97	73	66
	正味財産合計	4,614	4,502	4,322	4,037	3,878
	負債及び正味財産合計	4,666	4,557	4,377	4,094	3,925

(K I FのHPより監査人が作成)

IV 公益財団法人神奈川文学振興会について

1 事業の概要

公益財団法人神奈川文学振興会（以下「文学振興会」という。）は、県民が文学に親しむ場の提供という神奈川近代文学館としての役割を果たすべく、展覧会やイベントを開催するとともに、貴重な文化遺産である文学資料の収集・整理保存及び利用のためのサービスを提供している。

展覧会については、文学振興会の今まで培ってきた信頼関係や人脈に根差した資料収集の成果が積極的に活用され、井伏鱒二展など6本の展覧会が開催された。

小津安二郎展では、県とのゆかりや文学者との交流にスポットを当てた展示構成、「武井武雄展」では、県内のコレクターの遺族から寄贈された貴重本コレクションが好評を得ている。

また、夏休み期間に子どもをターゲットとして開催された『おまけ』と『ふろく』展では、幼年雑誌とそのふろくのコレクション、続く井伏鱒二展では井伏家から寄贈された資料を中心に、「山椒魚」等の名作の世界が紹介され、同様に好評を得ている。

来館者層を広げるために、コミックス等とのコラボレーションも行われており、「文豪ストレイドッグス」とのコラボレーションでは冬季としては異例となる9,214人の来館があった。

こうした多彩な企画により、令和5年度の総来館者数はコロナ前と比較しても高い水準となる44,677人にのぼった。

資料の収集については令和5年度に資料総数が132万点を越え、その97%をインターネット上で検索可能とした。さらに資料のデジタル画像化も進められており、全国に類のない中島敦の肉筆資料のコレクションを令和5年12月にインターネット上に公開し、来館が難しい国内外の研究者や文学愛好家に活用されている。

2 財務状況の推移

文学振興会について、令和元年度から令和5年度までの財務状況は、表2-IV-2-1及び表2-IV-2-2のとおりである。

表2-IV-2-1 正味財産増減計算書（要約）

（単位：千円）

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	549	310	199	154	154

特定資産運用益	1,371	1,610	1,774	1,914	1,689
受取会費	3,151	2,747	2,553	2,691	2,914
事業収益	442,073	420,335	427,621	441,866	449,310
受取寄付金	0	200	5	1,430	0
受取補助金	0	0	208	115	0
雑収益	643	552	504	569	396
経常収益計	447,789	425,754	432,867	448,741	454,465
(2) 経常費用					
事業費	442,060	423,036	428,833	444,099	449,122
管理費	3,195	2,328	2,950	3,336	3,158
経常費用計	445,255	425,365	431,783	447,435	452,280
評価損益等	△358	△358	△358	△358	△358
当期経常増減額	2,176	31	726	947	1,826
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,176	31	726	947	1,826
一般正味財産期首残高	90,262	92,438	92,469	93,196	94,143
一般正味財産期末残高	92,438	92,469	93,196	94,143	95,970
II 指定正味財産増減の部					
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
指定正味財産期末残高	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
III 正味財産期末残高	170,438	170,469	171,196	172,143	173,970

(文学振興会HPより監査人が作成)

表 2-IV-2-2 貸借対照表 (要約)

(単位：千円)

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	86,004	41,274	73,322	63,528	59,112
売掛金	2,200	613	458	167	398
商品	2,831	2,929	2,959	2,743	3,555
貯蔵品	2,000	2,187	2,734	2,370	1,615

その他流動資産	254	282	464	324	208
流動資産合計	93,290	47,287	79,939	69,134	64,892
2 固定資産					
（１）基本財産	109,998	109,999	110,000	110,000	110,000
（２）特定資産	242,874	261,232	252,252	256,336	267,713
（３）その他の固定資産	19,692	19,334	18,976	18,618	18,260
固定資産合計	372,565	390,567	381,228	384,955	395,973
資産合計	465,856	437,854	461,168	454,089	460,865
Ⅱ負債の部					
1 流動負債					
未払金	82,162	35,584	67,887	58,287	53,488
前受金	2,040	1,741	1,624	1,999	1,874
預り金	4,293	4,879	4,763	3,760	4,380
流動負債合計	88,496	42,205	74,274	64,047	59,744
2 固定負債					
退職給付引当金	206,920	225,178	215,697	217,898	227,151
固定負債合計	206,920	225,178	215,697	217,898	227,151
負債合計	295,417	267,384	289,972	281,946	286,895
Ⅲ正味財産の部					
1 指定正味財産	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000
2 一般正味財産	92,438	92,469	93,196	94,143	95,970
正味財産合計	170,438	170,469	171,196	172,143	173,970
負債及び正味財産合計	465,856	437,854	461,168	454,089	460,865

(文学振興会HPより監査人が作成)

V 公益財団法人神奈川芸術文化財団について

1 事業の概要

公益財団法人神奈川芸術文化財団（以下「芸術文化財団」という。）は、県民ホール、芸術劇場及び音楽堂の3館の指定管理者として、多彩な文化事業や施設の管理運営業務を実施している。また、県が企画立案する高齢者・障がい者等による芸術活動への支援を行う「共生共創事業」を主体的に実施するなど、地域の文化事業にも積極的に対応している。

県民ホールでは、施設の特性を踏まえて県民の多様なニーズに応える催しを実施したほか、令和7年1月に迎える開館50周年に向けて、新作オペラ「ローエン格林」の企画制作や関連企画の開催等を行った。また、県域ではアウトリーチ型オペラ公演を実施し、県内の文化施設と協働することで、文化芸術のすそ野の拡大を促している。

芸術劇場では、長塚圭史芸術監督のもとシーズン制を敷き、9月からのメインシーズンでは、シーズンタイトル「貌（かたち）」から想起される作品をラインアップした。また、より多くの県民に足を運んでもらうため、県民割の導入や広報誌の発行、ウェブラジオでの情報発信に取り組んでいる。

音楽堂では、フラッグシップとなる「音楽堂室内オペラ・プロジェクト」、「音楽堂ヘリテージ・コンサート」を実施したほか、アウトリーチ型ワークショップやインターンシップの実施により、次世代の人材育成や、地域の音楽文化振興を図っている。

令和3年度に発足した社会連携ポータル部門では、引き続き、専門人材育成プログラム、学校教育へのアプローチ、インクルーシブアプローチ、地域との連携強化等の取組を実施している。

2 財務状況の推移

芸術文化財団について、令和元年度から令和5年度までの財務状況は、表2-V-2-1及び表2-V-2-2のとおりである。

表2-V-2-1 正味財産増減計算書（要約）

（単位：百万円）

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
（1）経常収益					
基本財産運用益	2	2	2	2	2
特定資産運用益	1	1	0	1	1
事業収益	773	182	312	371	291
入場料収益	579	149	206	260	213

物品販売収益	38	3	8	9	7
事業コーディネート収益	100	23	68	74	50
その他事業収益	54	6	28	26	19
利用料収益	463	201	412	452	478
受託収益	259	243	273	267	296
指定管理料収益	1,472	1,562	1,506	1,506	1,506
受取補助金等	189	217	154	136	79
受取負担金	90	43	68	4	19
受取寄附金	7	6	15	7	8
立替収益	15	7	21	16	13
雑収益	1	3	23	9	61
引当金取崩額	0	0	0	0	0
経常収益計	3,277	2,471	2,791	2,775	2,760
(2) 経常費用					
事業費					
役員報酬	44	36	42	42	45
給料手当	460	431	432	438	450
臨時雇賃金	52	44	44	58	63
福利厚生費	71	70	69	71	74
光熱水費	167	108	162	233	199
賃借料	55	46	31	46	55
諸謝金	5	2	3	4	6
委託費	1,795	1,549	1,492	1,657	1,531
支払手数料	50	15	21	25	19
その他事業費	416	267	295	281	290
事業費計	3,119	2,571	2,596	2,858	2,737
管理費					
役員報酬	1	0	0	1	1
給料手当	2	1	1	2	2
臨時雇賃金	0	0	0	0	0
光熱水費	0	0	0	0	0
諸謝金	2	2	2	2	2
委託費	2	1	2	2	1
その他管理費	1	0	0	0	1
管理費計	9	7	8	9	9
経常費用計	3,129	2,579	2,605	2,868	2,747

評価損益等	△3	0	0	△3	△2
当期経常増減額	144	△107	185	△96	10
2 経常外増減の部					
（1）経常外収益	0	0	2	0	0
（2）経常外費用	0	2	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	15	11	10	10	13
当期一般正味財産増減額	128	△121	176	△106	△2
一般正味財産期首残高	527	656	534	711	605
一般正味財産期末残高	656	534	711	605	603
II 指定正味財産増減の部					
受取寄付金	0	0	0	0	0
基本財産評価損益等	△3	△3	△17	△24	△22
基本財産有価証券償還損	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	△3	△3	△17	△24	△23
指定正味財産期首残高	603	600	596	579	554
指定正味財産期末残高	600	596	579	554	531
III 正味財産期末残高	1,256	1,131	1,290	1,160	1,134

(芸術文化財団HPより監査人が作成)

表 2-V-2-2 貸借対照表 (要約)

(単位: 百万円)

科目	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	322	326	362	403	449
未収金	329	237	237	167	128
その他流動資産	4	18	8	25	9
流動資産合計	656	582	608	596	587
2. 固定資産					
(1) 基本財産	600	596	581	556	533
(2) 特定資産	644	463	640	607	643
(3) その他固定資産	6	1	2	5	3
固定資産合計	1,251	1,061	1,224	1,169	1,180
資産合計	1,907	1,643	1,832	1,766	1,767

Ⅱ 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	229	209	199	284	215
前受金	211	155	176	178	202
預り金	55	21	22	33	55
その他流動負債	55	20	59	19	48
流動負債合計	551	406	458	515	522
2. 固定負債					
リース債務	0	0		2	2
退職給付引当金	99	105	83	88	108
固定負債合計	99	105	83	91	110
負債合計	651	511	541	606	633
Ⅲ 正味財産の部					
1. 指定正味財産	600	596	579	554	531
2. 一般正味財産	656	534	711	605	603
正味財産合計	1,256	1,131	1,290	1,160	1,134
負債及び正味財産合計	1,907	1,643	1,832	1,766	1,767

(芸術文化財団HPより監査人が作成)

第3 監査の結果

I 国際事業について

1 地球市民かながわプラザについて

(1) 貸出施設の利用率について

(意見1) 地球市民かながわプラザの貸出施設の利用率と有効活用について

地球市民かながわプラザには、ホール、会議室、展示室などの貸出施設が13室存在している。そこで監査人が当該施設の利用状況を質問したところ、保育室及び映像ホールを除き、全体的に利用率が高い回答を得た。保育室については直近3年連続で利用率が50%を下回っている。

ここで、県の利用率の算出方法が時間単位ではなく、日単位を用いている点に留意が必要である。日単位とは、当該予約区分（時間毎）に一つでも予約が入っていれば、その日を利用した日とみなして算出しているからである。

そこで監査人は、時間毎（9時～22時までの1時間毎）に基づいた利用実績を入手し、各施設の平均利用率を計算したところ、日単位の利用率と比べて全体的に低い結果であることを確認した。特に保育室の平均利用率は10%前後である。また、各施設共通して、19時以降の時間帯で利用率が低くなっている傾向を確認した。

したがって、県は、これまでの日単位の利用率の実績や利用件数、利用料の実績のほか、利用時間ごとの利用実績によって利用率も算定し、もって施設利用の促進等に資する方策に活用することとされたい。

(2) 貸出施設の未利用率に対応する減価償却費

(意見2) 地球市民かながわプラザの貸出施設に関わる未利用率に対応する減価償却費について

地球市民かながわプラザの指定管理業務の対象となっている貸出施設の一部の利用率が新型コロナウイルスによる影響を除いても低迷した状況が続いている。

約113億円を投じて建設した地球市民かながわプラザの延床面積から算出される減価償却費をもとに推計した未利用率に対応する減価償却費は、令和5年度の実績で年間約24百万円と推計される。

未利用の原因は、様々な要因が複合的に絡み合っていることから、容易に利用率を向上させることは難しいとは考えられるが、未利用の状態はそれに対応する減価償却費が伴っているという意識（過去の投資を有効に活用できていない）のもと、貸出施設の利用率向上に努められたい。

2 留学生支援事業について

(意見3) KANAFAN ステーションの利用率の把握について

県は、「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を拠点に留学生支援事業を行っており、当該 KANAFAN ステーションの運営を外部に委託している。県は、外部委託先から利用者数の実績について報告を受けているが、この利用者数のみからでは KANAFAN ステーションの有効性・効率性を正確に把握することは困難であり、したがって、利用率向上の対策を講じることも難しい状況であると言える。当該報告においても平日の午前中の利用が課題であると記載されていることから、県は、時間帯別の利用率を把握するなどして、事業の有効性・効率性を判断するために必要な情報を把握し分析することとされたい。

(意見4) KANAFAN ステーションの有効活用について

KANAFAN ステーションについては、費用対効果の観点、また留学生が留学生同士、日本人学生又は地域の方々等、人と人との交流を深める場として、人のぬくもりを感じることができるリアルな場が存在することに重要な意味があると考えられるため、オンラインによる支援等も図りつつ、引き続き KANAFAN ステーションの利用率向上に努められたい。

3 「KANAGAWA FESTIVAL」事業について

(意見5) 「KANAGAWA FESTIVAL」事業の効果検証と今後の継続について

県は、これからの未来を担うベトナムの学生たちを対象に、県への留学や就労に関する情報や、観光、文化など様々な面での魅力を発信している。県に対する関心を高め、県とベトナムの将来にわたる交流促進に繋げていくことを目的として、「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」及び「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2023」を開催している。

「KANAGAWA FESTIVAL in DANANG 2023」について、県は、委託事業者から実施報告書入手している。当該報告書には「来場者のアンケート結果」等を記載することになっているが、この効果(当該事業を通じて県へ留学もしくは就職したという効果)の持続性を検証していないことから、事業における P D C A という観点から、事業終了後の翌年度以降、継続的な効果検証を行う方法を検討されたい。

II 文化事業について

1 県民ホール、芸術劇場及び音楽堂について

(意見6) 県民ホール、芸術劇場及び音楽堂のリスク分担について

県民ホール、芸術劇場及び音楽堂について、特定資産関連収支を除く収支差額が令和4年度、令和5年度と2期連続で赤字となっている。その要因の一つに電気代の価格高騰が挙げられるが、そのコスト負担について二つの問題点が検出された。

一つは、指定管理者との間で締結されている協定書内のリスク分担表で定義される不可抗力の適用範囲であり、いま一つはリスク負担額の計算式において採用する乗率の考え方である。いずれも曖昧な状態で運用されることによって、本来は県が負担すべき電気代を指定管理者との間で按分する結果となっているが、このような運用をしていては指定管理者制度の継続性が脅かされ、持続可能な公共サービスを提供することが困難となる可能性が高い。

したがって、県は指定管理業務におけるリスク分担の運用について改めて整理するとともに、継続的な運用を担保するよう努められたい。

2 指定管理業務の第三者委託について

(指摘1) 指定管理業務の第三者委託について

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第15条第2項において、指定管理業務の一部を受託した第三者がさらにほかの第三者に委託することを原則禁じており、あらかじめ県が認めた場合に限って許容される旨規定されている。これは、複数の第三者が介在することによる、いわゆる利益の中抜きを防止し、もって公金を原資とした指定管理料の肥大化を防止するためである。

そうであるにもかかわらず、県は指定管理者の管理業務の一部委託を受託した第三者からさらにほかの第三者へ委託した場合に入手すべき協議書類を一切入手しておらず、また該当する委託の有無についての確認も行っていなかった。このような状況は、公金を原資とした指定管理料の肥大化防止の趣旨を脱却することと同義であり、県が知らないうちに再委託の再委託が無限に続く可能性すら否めないこととなる。

したがって、県は、神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第15条の趣旨を十分に理解し、指定管理者を通じた協議書類を適時に受領するとともに該当する委託の有無を定期的に確認するなどして、再委託の妥当性について検討できる体制を構築されたい。

3 指定管理業務の月例モニタリングについて

(意見7) 指定管理業務の月例モニタリングについて

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第47条第2項において、月例モニタリングを行うに当たり、県が求めた場合は、指定管理者は年度途中における収支状況を報告しなければならない旨、規定されている。

ところが、監査人は県に対して、どのタイミングで月例モニタリングによる収支状況の報告を芸術文化財団に求めたのかを確認したところ、月次の収支状況の報告は一切求めているとの回答であった。

公の施設の設置者としての県は、指定管理者の財務的な影響について直接的な責任を負う必要はないが、指定管理者の経営状況の悪化に伴って指定管理業務に何らかの悪影響が発生してしまえば公の施設における公共サービスの提供に問題が生じてしまうことになる。

したがって、県は施設運営の急激な変化に応じ、指定管理者に対して収支状況の報告を求め、公の施設の設置者として円滑な公共サービスを継続して提供できるよう体制を強化されたい。

4 モニタリング結果報告書における利用者満足度評価について

(意見8) モニタリング結果報告書における利用者満足度評価について

県は、公の施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、指定管理業務のサービス水準の向上を図るため、利用者の満足度調査を実施すべき旨を基本協定書において規定し、モニタリング結果報告書において利用者満足度評価を行っている。

監査日現在に確認できた令和4年度のモニタリング結果報告書において、県民ホール、芸術劇場、音楽堂及びアートホールのそれぞれの評価結果を見ると、利用者アンケートの回収数が県民ホール及び芸術劇場25件、音楽堂10件とアートホールの511件と比べて少ない状況であった。このような状況であるにもかかわらず、いずれの施設もS評価とされ、指定管理業務の評価結果とされている。

そこで、監査人が前者の利用者アンケートの回収数が少ない理由を確認したところ、利用者満足度評価の対象を貸館の利用者のみに限定しており、来館者やHP閲覧者を含めて評価していないことが検出された。

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書及び年度協定書を見ると、利用者満足度調査の対象を来館者、利用者及びHPの閲覧者とされているのであるから、モニタリングの評価対象に来館者やホームページ閲覧者のアンケート結果を含めていない現状の運用は不適切であると言わざるを得ない。

指定管理者制度における利用者満足度評価は、費用対効果における効果を測定するための重要な要素であることから、県は基本協定書及び年度協定書で締結された内容に即して

利用者満足度調査結果を評価し、もって指定管理者制度の適切な運用を実施されたい。

5 芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事に係る入札について

(意見9) 芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事に係る入札について

県では、令和5年度に「ホール吊物機構操作卓等更新工事」を契約金額212,080千円(税込み)で条件付き一般競争入札により発注している。当該工事の詳細設計を見ると、ホール吊物機構操作卓等更新工事費には、設計費、部品費、現地工事費、試運転調整費、検査費、操作教育費、運送搬入費及び産廃処理費から構成されているが、仕様書のスペックの記載が曖昧であった。また、県の説明によれば、本工事の予定価格を設定するための参考見積書を吊物機構システムの製作会社からしか入手しておらず、他者からの参考見積書を入手していないとのことであった。

このような状況にあっては、一連の契約手続の流れの中で経済性を担保することできたかどうかを客観的に検証することが困難であると考えられることから、県は工事発注の際の予定価格が妥当な水準で設定されているのかどうかを確認する体制を強化するとともに、経済性を担保できるような体制を構築されたい。

6 アートホールの指定管理業務の公募について

(意見10) アートホールの指定管理業務の公募について

令和6年1月にアートホールの第4期(令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)にかかる指定管理業務の公募が開始されているが、県のHP上で公表されている第4期の想定収支は通常の民間事業者等が適正な意思決定の下で応募することができない条件で公募がなされているように誤認を招く恐れがある内容となっている。

具体的には、一見すると想定収支で見積もられた人件費では募集要項の条件を満たすことができないであろうと解釈される可能性が高いため、新たに応募しようとする者にとって説明を注意深く確認しなければ不採算となる公算が大きいと誤導する結果となっている。

県の主張によれば、指定管理業務は公募が原則であることから公募としたとのことであるが、通常の民間事業者等が応募できないような条件で公募したとしても実質的な競争性は何ら担保されず、経済性も発揮できない。また、類似施設である音楽堂は、県の文化行政と一体的に行うことを目的として指定管理業務を非公募によって行っている。

今後も引き続きアートホールの指定管理者を公募しようとするのであれば、施設の推定収支を精緻に見積もるとともに、人件費の積算を明示することにより、他の民間事業者等との競争性など、公募に係る公平・公正な競争環境を確保することとされたい。

7 アートホールの実績報告書等の公表について

(指摘2) アートホールの実績報告書等の公表について

神奈川県立かながわアートホールの管理に関する基本協定書第52条を見ると、県と指定管理者は、毎年度の実績報告書、実績報告書等をそれぞれのHPに掲載し、県民への周知に努めるべきこととされている。

しかしながら、監査日現在、県及び指定管理者である公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ(神奈フィル及び株式会社横浜アーチスト)のいずれのHPにおいても当該情報は公表されておらず、また、アートホールのHPにおいても一切情報が公表されていない。

そこで監査人が一切の情報が公表されていない理由を県に質問したところ、県からは「公表は失念により現在指定管理者で掲載準備中です。」との回答であった。

県及び指定管理者である公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループは、まずは基本協定書に基づき、相応の期間における実績報告書等の必要な情報を迅速に公表するなどして県民への周知を徹底されたい。

また、指定管理者制度の運用に関する指針において規定されているように、指定管理業務の実績を評価するためには事業計画書も当然に公表すべきであると考えられることから、基本協定書及び年度協定書において公表すべき情報に事業計画書が含まれている旨を明文化するとともに、適時適切な情報公開がなされているかどうかを県が確認できる体制を強化されたい。

8 神奈フィルに対する補助金について

(意見11) 神奈フィルに対する補助金について

令和5年度の神奈フィルに対する補助金は232,522千円交付されているが、所管課におけるモニタリングは実施されておらず、また、補助金交付の決定に際して確認する事項に不足が生じている。具体的には、県は確認事項として①各事業の予算額は適切かという点と、②算出方法(事業別補助率、補助対象経費)が適切かという点を挙げているが、実際には補助金の実績報告書における書類審査にとどまるため、補助対象経費が正確に集計されているのか、事業単位の収支については確認が不足している。

したがって、県は事業年度単位で実効性のあるモニタリング、例えば総勘定元帳の通査やサンプリングによる試査などの技術を用いて補助対象経費の集計の妥当性を検証するとともに、事業単位の収支についても検証できる体制を構築されたい。

9 神奈川近代文学館のホール、中会議室、小会議室及び和室の利用状況について

(意見 12) 神奈川近代文学館の利用率と有効活用について

文学振興会は、県の指定管理者として、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第8条第2項に基づき、神奈川近代文学館のホール、中会議室、小会議室及び和室の利用の受付及び承認（取消しを含む。）に関する業務や利用案内に関する業務等を実施する必要がある。文学振興会が県に提出している事業計画「2 管理施設の運営に関する業務」(1) ホール等の利用の受付、利用の承認（取消しを含む。）に関する業務において、ホール等の利用の受付及び承認に関する業務の遂行に当たっては、利用者の利便を図るとともに、広報に努め、利用率の向上を図るものとしている。

そこで監査人は、文学振興会の過去3年間における事業報告で報告されている神奈川近代文学館のホール等の利用日数、指定管理事業・自主事業の利用日数及び利用可能日数に基づいて、その利用率を算出したところ、ホール等の利用率が上昇傾向にあることを確認した。しかしながら、この上昇は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが、令和5年5月より、感染症法上の2類相当から5類感染症になったため、以前の水準に戻りつつあるに過ぎないと考えられる。特に、ホール、中会議室及び和室については、令和5年度の利用率が50%を下回っており、神奈川近代文学館のホール等の有効活用が十分とは言い難い。

したがって、県は、神奈川近代文学館のホール等の有効活用の観点から、各施設の利便性や広報を改善するなどして利用率の改善を図るよう、文学振興会に助言や必要な支援を実施されたい。

10 県民ホールの利用状況について

(1) 県民ホールの利用率について

(意見 13) 県民ホールの利用率と有効活用について

県民ホールの大ホールについて、条例設定の利用枠ごとに、令和6年3月の利用申込書による利用実績を当てはめてみると、その利用率は71.2%（ $=62 \div 87$ ）となる。これに対して、指定管理業務実績報告書における令和6年3月の大ホール利用率は82.7%である。このように、10ポイント以上の差異が生じる原因は、条例の設定枠が1日当たり3枠で設定しているにもかかわらず、指定管理業務実績報告書の利用率が1日1枠で設定し、条例枠の一つでも利用があれば1日利用されているとして算定していることにある。

条例に基づく利用料金設定が、1日3枠とし、曜日や時間帯に応じて変動している趣旨を鑑みれば、県は、全ての施設について、条例設定の利用枠ごとの利用実績によって利用率を算定し、もって管理施設の有効活用に資する方策に活用できるよう、芸術文化財団と調整されたい。

(2) 県民ホールの小会議室について

(意見 14) 県民ホールの小会議室の利用制限の見直しについて

県民ホールの会議室について、条例設定に基づいて利用枠を算定する全体枠は 58 である。このうち、令和 6 年 3 月の利用実績は、大会議室の利用枠が 30 枠で利用率は 51.7% ($=30 \div 58$)、また小会議室の利用枠が 14 で利用率 24.1% ($=14 \div 58$) となる。

小会議室の利用率が特に低い原因の一つが、小会議室の利用条件が単独の利用を認めておらず、大会議室と併用する場合のみ、その利用を認めていることが考えられる。このような利用条件を設ける理由を質問したところ、芸術文化財団から「大会議室と小会議室は扉で往来可能な構造であり、また音が漏れ伝わる構造にあるため」との回答を得た。そうであれば、同時に異なる対象者に対して大小の会議室を同時に貸し出すことは適切とは言えないということは理解できる。

しかしながら、そもそも大会議室の利用率が 50%程度であることから、約半分の枠は小会議室のみの利用を希望する者に貸し出すことが可能であると考えられる。

したがって、大会議室の利用予定がない枠についてまで小会議室の利用を制限することは、公の財産の有効活用を図る観点から適切とは言いがたい。したがって、県は、県民ホールの小会議室について、単独利用を全面的に禁止する取扱いを見直すよう、芸術文化財団と調整されたい。

Ⅲ 観光事業について

1 アンテナショップ運營業務委託事業について

(1) アンテナショップ「かながわ屋」運営委託について

(意見 15) アンテナショップ運営委託の見直しについて

アンテナショップ「かながわ屋」の運営管理は、形式的には受託者である観光協会が県から受託して実施しているが、実質的には観光協会の主たる事業そのものの一つであることから、観光協会が管理運営するアンテナショップの経費の一部を県が補助しているものと解釈することができる。このように解釈した場合、県が負担している委託金額は、実質的には「かながわ屋」の運営経費に対する補助金等の交付であると考えられる。仮に県が今後は補助金等として交付した場合、交付する金額は、補助金等の対象となる観光協会側での運営経費について消費税等が課税された金額となるが、この運営経費のうち人件費は消費税等が課税されないことから、現在の契約内容と比べると人件費に係る消費税等相当額だけ県の負担額が少なくなるものと考えられる。

したがって、県は、アンテナショップ運営管理について、補助金等の交付とするか委託費用の支払いとするかを再検討するとともに、それぞれの選択に応じて、その支払金額の見直しをされることとされたい。

(2) アンテナショップとしての立地について

(意見 16) アンテナショップの新たな立地について

県のアンテナショップは横浜駅に隣接するそごう横浜店地下2階「かながわ屋」一か所である。「かながわ屋」に来店する利用者の多くは鉄道を利用して横浜に来る方と考えられるが、例えば、県内に観光で来る方の交通手段を電車に限らず、自家用車及び観光バス等の自動車も多いと想定すれば、アンテナショップの立地の候補地としては、県内外の高速道路SAやPA、道の駅、空港等も考えられる。

現在、県内には、道の駅が四か所存在し、このうち「箱根峠」及び「山北」の二か所については県土整備局道路部が管理し、町が運営を行なっている。観光課が所管する施設ではないため、今までアンテナショップとして利用されていなかったようであるが、新たにアンテナショップを開設すれば、道の駅としての機能を高めるとともに、県の観光事業の有効性を高めるといふ相乗効果を期待することができる。したがって、観光事業の有効性の観点から、現在アンテナショップを運営している観光協会と調整のうえ、道の駅の運営を行っている町や施設を管理している県土整備局と協議し、関係者で連携することによって、道の駅に新たなアンテナショップを設けることを検討されたい。

2 観光の核づくり推進費補助事業について

(意見 17) 観光の核づくり推進補助金実績報告書の様式の見直しについて

補助金により事業者が取得した財産については、補助対象となる事業目的達成のために使用することを前提としており、他の目的のために利用することや財産の処分を制限している。そこで、令和2年度から令和5年度までの観光の核づくり推進補助金実績報告書を確認したところ、そこには取得した財産が具体的に明示されていなかった。したがって、事業経費に係る見積書等を精査しなければ、補助金により取得した財産を把握することができない状況である。

このような状況では財産の使用を制限することの実効性を損なう恐れがあることから、実績報告書の様式「実績額の内訳」に「不動産及びその従属物」及び「取得価格が50万円以上のもの」の欄を追加するなど実績報告書の様式を見直すこととされたい。

(意見 18) 「取得財産等管理台帳」の様式の見直しについて

補助金を財源に事業者が取得した財産等について、県ではリストアップした管理台帳等が存在するか確認したところ、そのような資料は存在しない旨の回答を得た。事業者には善良な管理者として注意義務があり、取得財産等の管理については補助事業者の責任において管理しなければならないというのが、その理由である。しかしながら、補助金により取得した不動産及びその従物の処分の制限期間が10年とされていること、また、取得価格が50万円以上の財産の処分制限が原則5年とされていることから、当該事業者は補助金により取得した財産とそれ以外の財産を区別して管理しなければならないとともに、県は、その管理・処分の状況を把握するために管理台帳等を整備することとされたい。

3 津久井湖観光センターについて

(意見 19) 津久井湖観光センター建物台帳「耐震診断実施年度」欄の是正について

津久井湖観光センターの建物は、その取得日が昭和43年10月31日である。新耐震基準を織り込んだ建築基準法は昭和56年であり、津久井湖観光センターの建物はそれ以前に取得している。そこで、耐震診断の実施の有無を質問したところ、令和2年7月に耐震診断を実施している旨の回答を得た。しかしながら、監査人が建物台帳を確認したところ、「耐震診断実施年度」欄に記載がないことが判明した。ただし、監査期間中には是正措置が講じられ問題は払拭しているが、今後、台帳への記載は正確かつ適時になされることに留意願いたい。

(指摘 3) 津久井湖観光センター耐震性問題の抜本的かつ早急な対応について

津久井湖観光センターの建物は、令和2年7月の耐震診断の結果、震度6以上の地震で倒壊又は崩壊の可能性が高い。診断結果直後の方針は耐震補強であったが、その後、相模原市

への移譲で調整がなされたことから、耐震補強が保留された現在も、相模原市と調整中である。

物産を販売する観光協会や店舗のスタッフには施設の耐震が不足していることを周知のうえ、安全対策として地震対応マニュアルを作成するとともに、2階の休憩スペースを閉鎖しているが、建物1階の店舗等は現在も利用されていることから、非常に危険な状態にある。

令和6年7月には相模原市に、安全面を考慮し令和6年度末をもって貸し出しを終了する旨を伝達したとのことであるが、当該施設について、県は抜本的な対策を早急に講じられたい。

IV スポーツ事業について

1 スポーツセンターの利用状況について

(意見 20) スポーツセンターの利用状況の改善について

令和5年度のスポーツセンター費は当初予算 561,520 千円に対して実績は 491,984 千円であった。減額となった理由は、宿泊棟の利用者が少なかったため、スポーツセンター維持運営費のうち光熱水費が 62,536 千円の執行残となったからである。令和5年度のスポーツセンター費 491,984 千円を総利用者 301,452 人で割ることにより、利用者一人当たりコストは、1,632 円/人と推計することができる。利用率が低い施設の利用者数を増やすことによって、スポーツセンターの利用者一人当たりコストをさらに低く抑えれば、より費用対効果を高めていくことができる。

令和5年度の月別の利用人数報告書を見ると、メインフロア、プール、トレーニングルーム、フットサルコート及びテニスコートの利用率は 90%を超えており、利用状況は良好である。これに対して、宿泊棟は年間の利用日数が 131 日であり、年間営業日数(307日)の 40%程度に留まる利用率となっている。また、これ以外にも、ボクシングフロアとウェイトリフティングフロアの利用日数は各々 85 日と 95 日であり、年間営業日数(307日)の 3分の1にも満たない利用率である。さらに、グリーンハウスのラウンジの専用利用の日数は、年間で合計 26 日であり、1 日も専用利用がない月も見られる。

県は、ホームページにおいて各施設の写真、整備状況(どのような規模の施設か)及び料金表等を掲載してスポーツセンターを紹介しているが、利用率が低い宿泊棟、ボクシングフロア、ウェイトリフティングフロア及びグリーンハウスのラウンジ等については、利用率を増やすべく、例えば、実際の利用状況の写真を掲載して、どのような団体やグループがどのような目的で利用しているかを宣伝するなどして、より周知の程度を高めるなど検討することとされたい。

2 スポーツセンターにおける貸出用具の受払管理のルールについて

(意見 21) スポーツセンターにおける貸出用具の受払管理のルール化について

スポーツセンターでは、貸出用具の貸出管理について、各職員に 1 台ずつ貸与されている PC のスケジュール共有ツールに貸出先、搬出予定日及び搬入予定日を記録すると同時に物品貸付申請書又は物品借用申込書を所定のボックスに入れ、これらを確認しながら貸出用具の搬出・搬入を行っている。

これら事務はマニュアルで定まっているが、別途貸出結果の集計においては記載上のルールがないために貸出内容が正しく登録されていないなどの状況が散見された。

貸出用具の一つ一つは高価なものであり、これをスポーツセンター外に貸し出していることから、その使用状況、紛失・廃棄の状況、必要な在庫数量及び購入数量を適切に管理するために、マニュアル等を精査し、より一層適正な貸出管理業務に努めることとされたい。

3 生涯スポーツ推進事業費の有効性について

(意見 22) 生涯スポーツ推進事業費の有効性について

生涯スポーツ推進事業費は様々な事業を内包しており、事業として一つの目標を設定することが困難であることから、県では、これまで目標を設定しておらず、当該事業費の有効性を評価していなかった。一つ一つの事業の予算は少額であるが、スポーツに親しむきっかけを創り、スポーツの習慣化を図るという当該事業費の目的に近いと考えられる目標、例えば、レクリエーション指導者の派遣実績などスポーツを楽しむきっかけ創りのために実施した複数の項目を目標として設定することは可能であり、そのような複数の目標によって当該事業費の有効性を測定すべきであった。

県は、令和6年度から県民スポーツ月間に係るイベント参加者数の目標を500,000人と設定したことから、生涯スポーツ推進事業の有効性の観点から、個々の事業と関連するイベントの参加者数を正確に把握して予算執行の効果検証に繋がりたい。

4 アンケート実施に伴う効果検証について

(意見 23) アンケート実施に伴う効果検証業務委託の有効性について

県は、幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業に係るアンケート実施に伴う効果検証業務900千円を事業者に委託した。この委託業務は、幼児期からの運動習慣の形成を図るため、親子ふれあい体操教室を開催し、当該教室に参加した保護者を対象にアンケートを行い、その参加前後の子どもや保護者の意識や活動量等の変化を調査し、比較対象としてプロジェクトに参加しない幼稚園等に対しても同様の調査を実施して効果検証を行うというものである。効果検証を行うための調査はオンラインにより、親子ふれあい体操教室の事前（初回調査）、実施直後（2回目調査）及び実施1週間後（最終調査）の3回行われた。その結果、体操教室の参加者115名に対して、初回調査における回答者数は24名で回収率は2割強、最終調査における回答者数は8名で回収率は1割弱という結果であった。

当該委託は、アンケート実施に伴う効果検証業務であるが、一番肝心なアンケートの回収率が非常に低いことから、十分な効果検証ができたとは言い難く、したがって、当該事業費900千円の有効性には疑問があると言わざるを得ない。

したがって、県は、幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業について、事業の有効性の観点から、事業効果の検証方法を見直すこととされたい。

5 商業施設でのウォーキング促進事業について

(意見 24) 商業施設でのウォーキング促進事業の有効性について

県は、働く世代の女性の運動促進事業費のうち商業施設でのウォーキング促進事業として、運動する時間取りにくい県の 20 代から 40 代までの働く世代の女性を対象に、日常生活の延長で気軽にできる取り組みとして、買い物をしながらのウォーキング促進キャンペーンを実施した。これは、ウォーキング実践期間中に実施商業施設内を 1 日あたり 1,000 歩以上のウォーキングを実践してもらい、その実践が 12 回、24 回、36 回となるに応じてインセンティブ（イオン商品券）を付与するというものであった。また、3 回目のインセンティブ付与（36 回達成）時とウォーキング実践期間終了後の 2 か月後の合計 2 回にわたって、活用アプリからのアンケートを実施している。

県は当該事業において当初 3,375 人が 36 回を達成すると想定していたが、これを達成した人数は 287 人となり、想定の 1 割にも満たない状況であった。また、県は運動習慣を定着させた女性の目標人数を当初 2,700 人としていたが、実際に「行動変容した」と回答した人数は上記 12 回の達成時でも 436 人であることから、事業の有効性に疑問があると言わざるを得ない。

キャンペーン終了後 1 か月後のアンケート結果では「運動を続けている」と回答した人数が 130 人であったことから、この人数を実際に行動変容した人数とみなした場合、一人当たりコストは @24,953 円（=3,244 千円/130 人）と計算される。これは、当初の目標人数における一人当たりコスト @3,831 円（=10,344 千円/2,700 人）の 6 倍以上となっていることから、やはり事業の有効性に疑問があると言わざるを得ない。

今後も同様の事業を実施する場合、県は、事業の有効性の観点から、ウォーキングの実施場所・方法、アンケートの方法などを見直すこととされたい。

6 栄養セミナーについて

(意見 25) 栄養セミナーの有効性について

県では、スポーツ医科学及び栄養学的側面から競技力向上やスポーツ障害の予防を図るため、ジュニア・ユースアスリート等を対象にしたトレーニング指導、食事摂取及び栄養バランスに関するセミナー等を委託事業として実施し、そのうちアスリート等やその保護者、指導者及びスポーツ栄養に興味のある方を対象にした栄養セミナーを 6 回開催しているが、参加人数が少なく、全体的に見ても、定員に対して参加人数の割合が約 3 割と少ないため、事業の有効性に疑問を持たざるを得ない。また、参加人数に対するアンケートの回収割合も約 6 割であるため、事業の有効性の評価を損なう恐れがある。

当該事業の目標が栄養セミナー受講者の満足度であり、目標 80% に対して実績が 90% であるから、目標に対して一定の成果は上げていると考えられる。しかしながら、参加者全員からアンケートを回収していないことから、満足度の測定が十分とはいえない。

以上のことから、県は、事業の有効性の観点から、参加人数を改善する方策を講ずるとともに、アンケートの回収率を向上させる新たな方策を講じることとされたい。

7 セーリング体験事業について

(意見 26) セーリング体験事業費の有効性について

令和5年度セーリング海上体験会実施業務委託は、県内の複数のハーバーにおいて実際にセーリングを体験し、その楽しさを知ってもらうことによって、東京2020大会セーリング競技が県で開催されたことのレガシーの継承に繋げるとともに、セーリングの普及を促進する目的で実施された。

県はセーリング体験会の参加者数を当初529名と見込んでいたが、天候不良による中止及び当日キャンセルもあって、実際の参加人数は247名であった。ここで、体験者一人当たりのコストを計算してみると、当初予算の参加人数であればコストは@15,985円(=8,456千円/529名)となるのに対して、実際の参加人数であればコストは@34,235円(=8,456千円/247名)となる。これは、一般のセーリング体験教室の料金よりも割高になっている。この点を県に質問したところ、「一般のセーリング体験教室は各ハーバーやマリナー、競技団体等で行っているものを指すと思われませんが、そうした体験教室は、今後ハーバーやマリナーの利用者・顧客になってもらうための経営戦略的な価格設定となっており、県主催の体験会と同列に比較することは難しいと思われます。」との回答であった。

確かに、コスト面で県主催の体験会と一般のそれとを比較するに無理があるのかもしれないが、当該事業の参加者が当初想定した人数の半分以下であること自体を鑑みれば、事業の費用対効果に疑問があると言わざるを得ない。したがって、県は、事業の有効性の観点から、一人当たりのコストを少なくするために、新たな策を講じることとされたい。

8 スポーツ会館について

(1) 未使用物品について

(意見 27) スポーツ会館の未使用物品について

スポーツ会館は、平成10年のリニューアルオープン後、約26年が経過している。そのため、物品も老朽化が進み、未使用になった複数の物品が生じたものと考えられる。このような状況を鑑みれば、物品を適切に管理しているとは言い難く、したがって、今後は適切に活用ないし廃棄することとされたい。

(2) 雨漏りについて

(意見 28) スポーツ会館の雨漏りについて

スポーツ会館は、昭和 39 年第 18 回オリンピック東京大会開催記念事業として、日本体育協会オリンピック振興資金財団の交付金を活用し、県民スポーツ振興・心身の健全な発展に寄与するための施設として、昭和 43 年 1 月にオープンした。そして「かながわ・ゆめ国体」の本県選手団競技本部として活用するとともに、生涯スポーツ推進の拠点施設として、平成 10 年 4 月にリニューアルオープンしている。

スポーツ会館の体育館において、令和元年 12 月に雨漏りが発生した。それ以降、雨漏りの調査とその補修工事を繰り返しているが、今も体育館の倉庫等で雨漏りが発生している。その原因として、修繕が「屋根不良部補修工事」、「屋根軒先一部シーリング打替え工事」、「屋根軒先一部箱樋修繕他工事」及び「外壁シーリング工事」と部分的な工事になっていることが考えられる。したがって、スポーツ会館の施設全体の老朽化を調査し、施設全体として修繕を計画することとされたい。

(3) アンケートについて

(意見 29) スポーツ会館の体育館の暑さ対策について

指定管理者によれば、熱中症により救急車で運ばれるという事態は生じていないものの、体育館内で体調を崩して救護室で休まれる利用者也一定数存在するとのことである。体育館の暑さとの因果関係は不明であるが、令和 5 年度のアンケート結果を鑑みれば、今後は体育館の暑さによる熱中症を含む体調不良者を出さないようにするため、扇風機や冷房設備を設置して夏場の暑さ対策を実施すべきである。

すなわち、体育館の利用者に健康被害が生じればスポーツ会館の目的である「心身の健全な発展」を害すること、また体育館の暑さを避けて利用者が減少する可能性があることから、県は、事業の有効性の観点から、指定管理者と協議のうえ、体育館に扇風機など空調設備の設置を検討されたい。

(4) バasketゴールについて

(意見 30) スポーツ会館のBasketゴールの故障について

平成 31 年にBasketゴールを収納することができないという事案が発生していたが、指定管理者は操作盤（押しボタン式）でBasketゴールの出し入れを何回か行ったり、Basketゴールに直接的刺激を加えたり調整を施しながら使用していた。これでは根本的な解決にはならない。また、指定管理者は、メーカーの担当者から、全体的な経年劣化が原因であるため故障部分が断定できず、部品交換等による応急的な対応では完全に復旧できる確証がないこと、また納入から 20 年以上が経過した商品については修理を

行っていないことの回答を得た。

その後、令和5年8月に体育館入口側のバスケットゴールが故障し、収納できなくなったため、故障から令和6年7月までに至る約1年間にわたって、バスケットゴールが使用できない状況となった。その結果、利用者アンケートにおいて、バスケットゴールの修理の要望が多数生じている。なお、指定管理者からは、バスケットゴールの故障により、スポーツ会館の利用を辞めるバスケットチームもあると伺っている。

このような事態はスポーツ事業の費用対効果を損なう恐れがあることから、今後も施設に同様の不具合が生じた場合、県は、事業の有効性の観点から、指定管理者と協議のうえ、速やかに改修を図りたい。

9 西湘スポーツセンターについて

(1) 施設の老朽化について

(意見 31) 西湘スポーツセンターの施設の老朽化について

西湘スポーツセンターは昭和57年の開設から約42年が経過している。監査人が施設を視察したところ、老朽化が進み、修繕が必要な箇所や備品の入替えが必要な箇所が散見された。この点、指定管理者は利用者の安全に支障を生じうると認識しているながらも、監査日現在、修繕していない箇所が存在している。

また、利用者の満足度アンケートの結果においても、施設・設備の状態が「あまり良くない・悪い」と答えた利用者が他の施設と比較して高い結果となっている。

以上のことから、利用者が快適な環境でスポーツを楽しみ、その振興と、健康・体力の維持増進を図るため、県は、事業の有効性の観点から、施設の老朽化に応じ計画的に修繕を実行することとされたい。

(2) 未使用物品について

(意見 32) 西湘スポーツセンターの未使用物品について

西湘スポーツセンターは昭和57年の開設から約42年が経過している。そのため、物品も老朽化が進み、未使用になった多数の物品が生じたものと考えられる。監査日現在、未使用物品の中には、階段の踊り場など館内の空いたスペースに放置されている使用不可能な物品も存在した。このような状況を鑑みれば、物品を適切に管理しているとは言い難く、したがって、今後は適切に保管ないし廃棄することとされたい。

(3) 物品の管理シールについて

(意見 33) 西湘スポーツセンターの管理物品に対するシール添付について

県の財務規則第 167 条において、「物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない。」と規定している。監査人が物品 5 件をサンプルして確認したところ、1 件については、シールが添付されていなかったことから、これを添付されたい。

また、監査人が確認したサンプル 5 件のうち 4 件については、シールが添付されていたものの、異なる管理番号と受入年月日が記載されたシールが 2 枚添付されていたことから、古いシールについては、斜線を引くか破棄するかなどして整理されたい。

以上のことから、県は監査人が確認したサンプル 5 件のみではなく、全ての物品を再確認して是正されたい。

10 山岳スポーツセンターについて

(意見 34) 山岳スポーツセンターのスピードクライミング教室の有効性について

山岳スポーツセンターは、平成 10 年かながわゆめ国体（山岳競技）の開催を契機に、従来の機能に加えて新規の屋外施設として競技用のクライミングウォールが設置され、令和 2 年 4 月からは、屋外スピードウォールが新設された。ここで、スピードクライミング教室は、年間の定員 84 人に対して参加者が令和 4 年度で 32 人、令和 5 年度で 62 人となっており、いずれも定員数を大幅に下回っており、費用対効果の観点から事業の有効性に疑問を持たざるを得ない。

その対策として県は「令和 5 年度にスピードクライミング大会を開催するなど、スピードクライミングの認知度や競技人口の増を目指しています。」及び「今後、県の広報を活用するなどにより、より多くの方に周知を行っていくことも検討しています。」と回答しているが、これによって教室参加者が直ちに増加するか否か不明であることから、県は、費用対効果の観点から、スピードクライミングの教室参加者を増加させるための具体的な方策を早急に策定・実行すること、あるいは教室の廃止を検討することとされたい。

11 宮ヶ瀬湖カヌー場について

(意見 35) 宮ヶ瀬湖カヌー場の月例業務報告書提出の指導について

監査人が宮ヶ瀬湖カヌー場について令和 5 年度における指定管理者からの月例業務報告書を読んだところ、提出期限（各月に作成し、翌月 10 日までに県に提出という期限）が守られていない報告書（令和 5 年 3 月分、4 月分、5 月分）を識別した。

このような事態は、指定管理者の問題だけではなく、県にも問題があったと言わざるを得ない。すなわち、県は指定管理者から月例業務報告書の提出を受け、その管理状況を把

握するとともに、必要な緊急対応その他を指示しなければならないところ、それが遅延しているという問題が生じている。したがって、県は、指定管理者に対して、基本協定に基づき、月例報告書を期限どおり提出するよう指導されたい。

12 指定管理者の詳細アンケートにかかわる報告書について

(指摘4) 詳細アンケートの提出期限について

指定管理者は、基本協定書に基づいて、詳細な内容のアンケートを定期的を実施し、その結果及び対応状況を取りまとめたうえ、調査終了後、一定の期間内に、県に報告書として提出しなければならない。この提出期限は、基本的には調査終了後 10 日以内であるが、山岳スポーツセンターのみ調査終了後 30 日以内と規定している。

そこで、監査人は令和 5 年度の「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」が期限内に提出されているかを確認したところ、スポーツ会館及び西湘スポーツセンターが期限内に提出されていなかった。

このような事態は、指定管理者の問題だけではなく、県にも問題があったと言わざるを得ない。すなわち、県は指定管理者から「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」の提出を受け、その状況を把握するとともに、必要な対応を指示しなければならないところ、それが遅延しているという問題が生じている。したがって、県は、指定管理者に対して、基本協定に基づき、「詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書」を期限どおり提出するよう指導されたい。

V K I Fについて

1 資金運用手続について

(1) 資金運用規程について

(指摘5) 資金運用規程の運用の徹底について

資金運用の手続を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団資金運用規程第6条においては、資金運用を行う場合は原則として2社以上の金融機関から「提案書」を提出する引き合いによるものとし、その内容を比較して決定することとする旨が規定されている。また、同規程第9条においては、金融商品を購入もしくは売却する場合は、事務局長は同規程第9条の各号に定める書類を作成・添付し、専務理事の決裁を得ることとする旨が規定されている。

しかしながら、令和5年度における投資有価証券の購入及び売却の手続において、2社以上の金融機関による「提案書」の内容を比較して決定しておらず、1社からの「提案書」の内容を基に決定していた。また、金融商品を購入もしくは売却する場合に作成しなければならない書類（引合書及び引合結果表）を作成していなかった。

この点、資金運用規程は、K I Fの基本財産及びその他の財産の資産価値の維持を図ること等を定めた重要な規程であると考えられる。

したがって、金融商品を運用する場合においては資金運用規程に定められた手続の運用を適切に行うよう徹底されたい。

(2) 起案書における必要事項について

(指摘6) 起案書における必要事項の未記載について

K I Fでは、投資有価証券を購入及び売却する場合、起案書を事務局長が作成し、別添として債券の入替案及び証券会社からの資料を添付し、専務理事の決裁を得ている。

そこで、有価証券の購入及び売却に係る決裁資料の提示を依頼し、閲覧したところ、起案書において、決裁日や文書管理番号の記載がないものが散見された。

この点、決裁日や文書管理番号の不記載は、文書の信頼性の低下を招き、関係者の誤解や混乱を招く恐れがある。

したがって、K I Fは、投資有価証券を購入及び売却する場合の起案書について、決裁日や文書管理番号等の記載事項について、記載漏れがないよう徹底されたい。

(意見36) 起案書における金融商品のリスクの記載について

K I Fでは、投資有価証券を購入及び売却する場合、起案書を事務局長が作成し、別添として債券の入替案及び証券会社からの資料を添付し、専務理事の決裁を得ている。

そこで、有価証券の購入及び売却に係る決裁資料の提示を依頼し、閲覧したところ、起案書の内容を見ると、主に購入銘柄や購入金額、購入商品案についてのメリット等の記載がされているものは見られたが、リスクの記載がされているものはほぼなかった。

この点、購入する金融商品にリスクがないのであれば問題ないが、令和5年度に購入して

いる投資有価証券は元本割れのリスクや不動産価格の変動及び収益状況の悪化に関するリスク、流動性リスクなど、一定のリスクがあることを鑑みると、専務理事の判断指標として商品のリスクに関する情報はとても重要であると考えられる。

したがって、金融商品の購入及び売却の場合の起案書には、そのリスクに関する情報も記載するよう検討されたい。

(3) 大規模な投資有価証券の入れ替えについて

(意見 37) 大規模な投資有価証券の入れ替えについて

公益財団法人かながわ国際交流財団定款第 42 条第 5 項を見ると、長期又は多額な借入金及び重要な財産の処分又は譲受けは理事会の職務執行の権限の一つとして挙げられている。

K I F は令和 5 年度において、約 33 億円分の投資有価証券を売却し、約 30 億円の投資有価証券を購入しているが、当該手続は専務理事の決裁のみで実行されており、理事会の承認や決定は行われていなかった。

この点、約 33 億円の投資有価証券を売却していることは、定款第 42 条第 6 項の重要な財産の処分に該当するのではないかと考えられる。また、投資有価証券の残高は約 33 億円あり、資産合計約 39 億円の約 8 割を占めていることを鑑みても、重要な財産にあたると思われる。

したがって、個々の銘柄の購入及び売却については、資金運用規程第 9 条で定められた専務理事の決裁により執行することは承知しているが、これだけ大規模な投資有価証券を入れ替える際には、K I F にとって重要な財産の処分に該当すると考えられることから、今後このような大規模な投資有価証券の入れ替えを行う場合には理事会の承認も得ることを検討されたい。

2 出納事務について

(1) 財務規程の運用について

(指摘 7) 財務規程の運用の徹底について

財務に関し必要な事項を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団財務規程第 21 条によれば、現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月月末の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならないこととされている。

しかしながら、K I F では小口現金の残高照合を毎日行わず、小口現金の使用や戻入等の入出金があった日のみ残高照合が行われていた。

この点、日々の業務の中で使用する少額決裁用の資金である小口現金については、一般的に、担当者が小口現金を私的に流用する不正が発生した結果、実際には存在していない小口現金が資産として計上される、すなわち架空の資産が計上されるリスクがある。このようなリスクに対しては、日々の実査、実査結果と帳簿残高との照合及び上長による承認、適切な職務分掌、担当者のローテーションなどの内部統制を構築することが重要であり、財務規程第 21 条で定められている金銭の残高照合は出納事務の正確性を担保するための重要な手続

である。

したがって、小口現金の残高照合については、財務規程第 21 条で定められた手続を適正に行うよう徹底されたい。

(2) 金種票について

(意見 38) 金種票のダブルチェックについて

財務に関し必要な事項を定めた公益財団法人かながわ国際交流財団財務規程第 21 条によれば、現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月月末の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならないこととされている。

この点、日々の業務の中で使用する少額決裁用の資金である小口現金については、一般的に、担当者が小口現金を私的に流用する不正が発生した結果、実際には存在していない小口現金が資産として計上される、すなわち架空の資産が計上されるリスクがあり、出納事務の正確性が求められる。このようなリスクに対しては、日々の実査、実査結果と帳簿残高との照合及び上長による承認、適切な職務分掌、担当者のローテーションなどの内部統制を構築することが重要である。

しかしながら、K I F の残高照合に用いられている金種票の作成は担当者のみで完結しており、ダブルチェックを行っておらず、出納事務の正確性を担保する運用ができていないと言える。

K I F からの説明によれば勤務体制として複数配置を常態化させることが難しいため、確認者による確認を省略しているということであるが、現金出納帳ファイルにある令和 4 年度及び令和 3 年度の残高照合の関係資料を閲覧したところ、令和 4 年度のコ種票では約半分の金種票で確認者の押印があり、令和 3 年度では令和 4 年度以上の頻度で確認者の押印があったことから、確認者による確認ができないとは言えない。

したがって、小口現金のコ種票の作成については、継続的にダブルチェックが行える勤務体制を整えることを検討されたい。

VI 文学振興会について

1 計算書類等について

(意見 39) 計算書類等の表示及び承認について

文学振興会は、公益財団法人であるため、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準」の運用指針に基づいて、正味財産増減計算書及び貸借対照表を作成し、これを公表すべきである。公益法人会計基準等においては正味財産増減計算書及び貸借対照表の様式及び勘定科目として大科目及び中科目が示されている。しかしながら、文学振興会の貸借対照表及び正味財産増減計算書の一部の勘定科目については、中科目が表示されずに公表されている。したがって、文学振興会は、公益法人会計基準等に準拠して、貸借対照表及び正味財産増減計算書の勘定科目を中科目で公表することとされたい。

また、定款第 12 条において、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものと規定している。しかしながら、文学振興会は、中科目で表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書について、理事会・評議員会の承認を受けていない。また、理事会・評議員会の承認を受けていないにもかかわらず、中科目で表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書を県に提出している。したがって、公益法人会計基準等に準拠して、中科目で表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書を、理事会・評議員会の承認を受けたうえで、県に提出することとされたい。

2 収支計画及び収支決算書の人件費について

(指摘 8) 収支計画及び収支決算書の人件費について

文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第 11 条第 1 項及び第 2 項に基づいて、指定管理業務を行うに当たっては、毎年度、収支計画を作成し、県に提出している。また、文学振興会は、神奈川県立神奈川近代文学館の管理に関する基本協定書第 47 条第 1 項に基づいて、年度ごとに管理業務の実績を記載した実績報告書（業務委託実績報告書含む。）及び財務書類等を県に提出している。

監査人が文学振興会の令和 5 年度の収支計画及び収支決算書を確認したところ、人件費支出について、租税公課である支払消費税が含まれていることを識別した。理事会で承認される正味財産計算においても人件費が計上されているが、この人件費には消費税が含まれていないため、県に報告した収支決算書の人件費と金額的に一致していないことになる。

したがって、文学振興会は、今後、県への実績報告書に添付する資料として収支計画及び収支決算書を作成する際、人件費に消費税を含めないこととされたい。

3 理事会における理事の職務の執行状況の報告について

(指摘 9) 理事会における理事の職務の執行状況の報告の必要性について

文学振興会は、定款第 32 条第 5 項において、理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないと規定している。しかしながら、監査人が令和 5 年度に開催された理事会の議事録を確認したところ、理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況に関する記載が無かった。

そもそも、文学振興会の定款第 32 条第 5 項の規定が理事会において理事の職務執行の報告を求めているのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条第 2 項第 2 号の規定が理事会に「理事の職務の執行の監督」を求めているからに他ならない。理事の職務には、法人の出納その他の業務が当然に含まれる。特に、重要な財産の処分や譲り受け、多額の借財等の財産に関する事項が生じた場合には、理事会で事前に承認を得たうえで、その職務を執行しなければならない。

したがって、文学振興会の業務執行を実施する理事長、副理事長及び専務理事は、定款第 32 条第 5 項の規定に基づいて、定期的に自己の職務の執行の状況を理事会に報告されたい。

4 評議員、理事及び監事の変更登記について

(指摘 10) 評議員、理事及び監事の変更登記遅延による財務責任の所在について

文学振興会は、評議員、理事及び監事の改選があった場合には、定款第 16 条第 3 項及び第 31 条第 7 項の規定に基づいて、2 週間以内に、これを変更登記することが必要である。しかしながら、令和 5 年 5 月 24 日に開催した評議員会において、評議員、理事及び監事の選任を決議しているにもかかわらず、その変更登記が令和 5 年 6 月 20 日になされている。

このような事態は、事業報告書及び決算報告書等の作成・公表に責任を負う評議員、理事及び監事について、責任の所在が不明確な期間が想定よりも生じていることになる。

したがって、文学振興会は、評議員、理事及び監事に異動があった場合、定款第 16 条第 3 項及び第 31 条第 7 項の規定に基づいて、2 週間以内に変更登記をすることとされた。

5 預り金の相手先が不明な残高について

(意見 40) 預り金の相手先が不明な残高について

文学振興会は、経理規程第 62 条の規定に基づき、事務局長が会計年度末において決算整理事項として未処理事項を整理したうえで、各勘定の締切りを行わなければならない。

しかしながら、預り金のうち、661千円については、過去から10年以上も未整理のまま、令和5年度末に勘定を締め切っている。預り金は、所得税、住民税、社会保険料、受託販売に関する預り金など支払い義務を負うものである。したがって、文学振興会は、預り金の不明な残高について、過去に遡って取引記録を確認し、支払先を特定して支払義務を履行すること、仮に特定できない場合には、一定の承認を得たうえで、不明残高を抹消する会計処理をすることとされたい。

Ⅶ 芸術文化財団について

1 指定管理業務の実績報告書について

(意見 41) 指定管理者制度の実績報告書の見直しについて

神奈川県立県民ホール及び音楽堂の管理に関する基本協定書第 48 条によれば、指定管理者である芸術文化財団は、会計年度の終了後 45 日以内に県に実績報告書を提出しなければならない。加えて、芸術文化財団は、この実績報告書を県民に周知する義務も課せられている。

芸術文化財団によれば、自らのHPにて公表している事業報告書が当該実績報告書に該当するという説明である。しかしながら、事業報告書においては、公益法人として公益目的の事業や収益事業であることを明示するために「公1」、「収1」、「収2」及び「法人」の記載があるものの、指定管理者として指定管理業務に該当するか否かの記載が明確でない。

すなわち、芸術文化財団によれば、事業報告書のうち、「3 (1) イ 共生共創事業」は、県からの委託業務に該当し、指定管理業務に該当しないという説明であるが、この点は事業報告書の記載では不明確である。

本来、指定管理者制度と公益法人制度は別の制度であるから、それぞれの制度趣旨に従って報告書を作成し、これを県民に周知すべきものと考えられる。事業報告書をもって実績報告書を兼ねたものとするのであれば、事業報告書の内容を公益法人制度の観点からのみで記載するのではなく、指定管理者制度の観点からも記載するよう、その記載する内容を見直されたい。

2 役員報酬について

(指摘 11) 役員報酬について

公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条各号に定める、いわゆる公益認定基準を満たす必要がある。認定法第 5 条第 13 号においては、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、(中略) 不当に高額なものとならないよう、役員報酬の支給基準を定めることが規定されている。したがって、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の一つとして、重要な勘定科目である。

また、公益法人会計基準の第 5 財務諸表の注記の (14) において「関連当事者との取引の内容」に関する規定が定められている。これに関して、当該基準の注解 (注 17) の 3 の (2) においては、役員報酬（報酬、賞与及び退職慰労金等）の支払いを「関連当事者との取引の内容」の注記対象から除外する旨が規定されている。このようなことから、公益法人の役員報酬は、公益認定基準の観点のみでなく、会計の観点からも重要な勘定科目である。したがって、役員報酬とそれ以外は明確に区別することが必要であると考えられる。

芸術文化財団の令和 5 年度の役員報酬は、事業費で 45,675 千円、管理費で 1,573 千円、合計 47,248 千円である。この事業費の役員報酬の内訳は、公益目的事業 40,928 千円及び収

益事業 4,747 千円である。

しかしながら、監査人は芸術文化財団の令和 5 年度の役員報酬のうち事業費 45,675 千円の中には、理事、監事及び評議員ではない者、すなわち芸術監督及び芸術参与に対するものが含まれていることを識別した。芸術監督及び芸術参与は個人として芸術文化財団との間で業務委託契約を締結している。

したがって、芸術文化財団は、公益認定基準及び公益法人会計基準の観点から、正味財産増減計算書の「役員報酬」として、芸術監督及び芸術参与に対するものを除外することとされたい。

第4 指摘・意見の一覧表

項番	指摘・意見のタイトル	所管課	頁
意見 1	地球市民かながわプラザの貸出施設の利用率と有効活用について	国際課	20
意見 2	地球市民かながわプラザの貸出施設に関わる未利用率に対応する減価償却費について	〃	20
意見 3	KANAFAN ステーションの利用率の把握について	〃	21
意見 4	KANAFAN ステーションの有効活用について	〃	21
意見 5	「KANAGAWA FESTIVAL」事業の効果検証と今後の継続について	〃	21
意見 6	県民ホール、芸術劇場及び音楽堂のリスク分担について	文化課	22
指摘 1	指定管理業務の第三者委託について	〃	22
意見 7	指定管理業務の月例モニタリングについて	〃	23
意見 8	モニタリング結果報告書における利用者満足度評価について	〃	23
意見 9	芸術劇場ホール吊物機構操作卓等更新工事に係る入札について	〃	24
意見 10	アートホールの指定管理業務の公募について	〃	24
指摘 2	アートホールの実績報告書等の公表について	〃	25
意見 11	神奈フィルに対する補助金について	〃	25
意見 12	神奈川近代文学館の利用率と有効活用について	〃	26
意見 13	県民ホールの利用率と有効活用について	〃	26
意見 14	県民ホールの小会議室の利用制限の見直しについて	〃	27
意見 15	アンテナショップ運営委託の見直しについて	観光課	28
意見 16	アンテナショップの新たな立地について	〃	28
意見 17	観光の核づくり推進補助金実績報告書の様式の見直しについて	〃	29
意見 18	「取得財産等管理台帳」の様式の見直しについて	〃	29
意見 19	津久井湖観光センター建物台帳「耐震診断実施年度」欄の是正について	〃	29
指摘 3	津久井湖観光センター耐震性問題の抜本的かつ早急な対応について	〃	29
意見 20	スポーツセンターの利用状況の改善について	スポーツ課	31
意見 21	スポーツセンターにおける貸出用具の受払管理のルール化について	〃	31

意見 22	生涯スポーツ推進事業費の有効性について	〃	32
意見 23	アンケート実施に伴う効果検証業務委託の有効性について	〃	32
意見 24	商業施設でのウォーキング促進事業の有効性について	〃	33
意見 25	栄養セミナーの有効性について	〃	33
意見 26	セーリング体験事業費の有効性について	〃	34
意見 27	スポーツ会館の未使用物品について	〃	34
意見 28	スポーツ会館の雨漏りについて	〃	35
意見 29	スポーツ会館の体育館の暑さ対策について	〃	35
意見 30	スポーツ会館のバスケットゴールの故障について	〃	35
意見 31	西湘スポーツセンターの施設の老朽化について	〃	36
意見 32	西湘スポーツセンターの未使用物品について	〃	36
意見 33	西湘スポーツセンターの管理物品に対するシール添付について	〃	37
意見 34	山岳スポーツセンターのスピードクライミング教室の有効性について	〃	37
意見 35	宮ヶ瀬湖カヌー場の月例業務報告書提出の指導について	〃	37
指摘 4	詳細アンケートの提出期限について	〃	38
指摘 5	資金運用規程の運用の徹底について	K I F	39
指摘 6	起案書における必要事項の未記載について	〃	39
意見 36	起案書における金融商品のリスクの記載について	〃	39
意見 37	大規模な投資有価証券の入れ替えについて	〃	40
指摘 7	財務規程の運用の徹底について	〃	40
意見 38	金種票のダブルチェックについて	〃	41
意見 39	計算書類等の表示及び承認について	文学振興会	42
指摘 8	収支計画及び収支決算書の人件費について	〃	42
指摘 9	理事会における理事の職務の執行状況の報告の必要性について	〃	43
指摘 10	評議員、理事及び監事の変更登記遅延による財務責任の所在について	〃	43
意見 40	預り金の相手先が不明な残高について	〃	43
意見 41	指定管理者制度の実績報告書の見直しについて	芸術文化財団	45
指摘 11	役員報酬について	〃	45